

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」
の適用期間の満了に関する意見募集に対する意見

平成22年3月1日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記意見募集に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

保有目的区分の変更後の注記を継続する手当てをしないことについて

(コメント)

実務対応報告第26号に基づいて保有目的区分の変更を行った場合には、当該変更に関する追加情報の注記を実務対応報告第26号の廃止後も継続すべきである。

(理由)

結果的に保有目的区分の変更が一時的に認められた措置であったとすれば、その処理の影響を開示し、投資家に情報を提供することには意義があるものとする。また、国際財務報告基準においても分類変更があった場合に注記の継続が求められている(IFRS第7号、12A項)ことから、注記を求めることが適切であるとする。

以 上